

## 事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）で実施する感染症検査機関等設備整備事業において、**新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、次世代シークエンサー等の整備費を都道府県に対して補助**
- ✓ 次世代シークエンサーは、都道府県等の地方衛生研究所のほか、**民間検査機関（民間の検査会社、大学及び医療機関）に整備**
  - 感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のため、新型コロナウイルスの**全ゲノム解析**に使用
- ✓ 交付要綱等によれば、民間検査機関では、「都道府県等が感染症法<sup>(注)</sup>に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず**迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要**」

(注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## 検査の結果

- ✓ 厚生労働省に確認したところ、事業の目的である「検査体制を整備すること」とは**「感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化」**
- ✓ 令和2、3両年度に18道府県が整備した次世代シークエンサー63台（交付金交付額13億9672万円）のうち**8道府県が20民間検査機関に整備した21台（交付金交付額5億8653万円）**は、**事業の目的に沿って行政検査に使用されたことが一度もない状況**
  - 20民間検査機関は、自施設における検査体制整備のため、将来的に行政検査の依頼があると想定していたためとして次世代シークエンサーを整備していたが、整備時点において、道府県等との間で、**道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていなかった**
  - 8道府県は、20民間検査機関に次世代シークエンサーを整備したのに、整備した時点から**行政検査を全く依頼していなかった**
  - 8道府県は、**交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないこと**から、依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われていない民間検査機関についても同事業により次世代シークエンサーを整備することができると認識するなど、**事業の目的に対する理解が不十分**

## 表示する意見

- ✓ 今後、次世代シークエンサーが有效地に使用されるなどするよう、厚生労働省において、
  - ・都道府県に対して、**事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シークエンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること**
  - ・検討の結果、事業の目的に沿って**使用される見込みのない次世代シークエンサー**がある場合は、都道府県に対して、速やかに**財産処分の手続を行うなどの措置をとるよう指導**



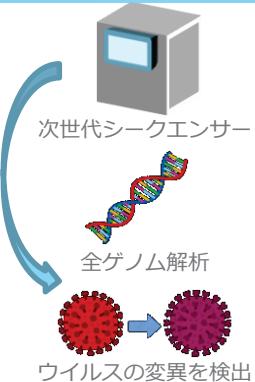
# 次世代シークエンサーの使用状況（意見表示）

厚生労働本省  
5億8653万円(指摘金額)

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（感染症検査機関等設備整備事業）による次世代シークエンサーの整備



- 感染症検査機関等設備整備事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備すること
- 厚生労働省は感染症法に基づく新型コロナウイルスの全ゲノム解析の実施を都道府県等に要請
- 全ゲノム解析に必要な設備として、次世代シークエンサーを都道府県等の地方衛生研究所、民間検査機関に整備



### 検査の結果

#### 次世代シークエンサーが使用されていない事態

	令和2、3両年度に整備した次世代シークエンサー (検査対象)	うち事業の目的に沿って一度も使用されていないもの
事業主体	18道府県	8道府県
台数	63台	21台
交付金交付額	13億9672万円	5億8653万円
整備先	18道府県等、 27民間検査機関	20民間検査機関

(厚生労働省に確認した事業の目的)

- 感染症法の規定により都道府県等が行う検査（行政検査）の体制強化

（一度も使用されていない要因）

- 道府県等と民間検査機関との間で、道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われず
- 道府県において、整備した時点から行政検査を全く依頼せず
- 交付要綱等における記載が必ずしも明確とはなっていないことから、道府県において、事業の目的に対する理解が不十分

### 表示する意見

今後、次世代シークエンサーが有効に使用されるなどするよう、厚生労働省において、

- 都道府県に対して、事業の目的について再度周知した上で、民間検査機関に整備した次世代シークエンサーが目的に沿って使用されるよう検討させること
- 検討の結果、事業の目的に沿って使用される見込みのない次世代シークエンサーがある場合は、都道府県に対して、速やかに財産処分の手続を行うなどの措置をとるよう指導

